

令和7年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年5月9日（金）

招 集 場 所 米子市役所旧庁舎603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員
13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 10番 関本五郎委員 12番 宅野真二委員 16番 能登路幸輝委員 18番 安井貴之委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員
高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 橋本愼一委員 田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第2回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号17番の舩越委員と19番米澤委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、関本委員、宅野委員、能登路委員、安井委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば事務局から説明してください。

事務局

（議案訂正説明）

議長（角会長）

審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請

について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ、番号7の和田町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。番号7の和田の議案について説明いたします。和田の申請地は大篠津小学校・境線の近くにある畑2筆の2,227平方メートルの農地を贈与されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号7の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大家推進委員

番号7の議案について補足します。5月1日に米澤農業委員と現地調査を行いました。譲受人は専業農家であり、譲渡人の父親の時代から白ネギを耕作しています。譲渡人は遠隔地にいるため耕作はできず、また譲受人と譲渡人の従兄弟とが高校まで同級生という縁もあり贈与する話になりました。農地2筆とも譲受人の耕作地に接しています。許可については問題ないと考えます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号7の和田町について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。番号1は取り下げになりましたので、番号2の淀江町佐陀について審議いたします。これは9ページの議案番号11の第5条第1項の規定による許可申請の関連議案となりますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

4条の番号2と5条の番号11について、同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、倉庫・車庫・駐車場を計画したものです。4月24日に木下農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水については自然浸透及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接農地、土地改良区の該当はありません。排水先水路は米子市建設企画課の管理施設であるため、排水同意は不要です。農地区分について、4条の転用案件は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。5条の転用案件は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、８ページ、番号５と６の河崎について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

番号５と番号６の議案について説明します。計画が同一のため、まとめて説明をいたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。４月３０日に大縄推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず現状のまま利用し、１.２メートルのフェンスを設置します。雨水の排水については地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書、実行組合同意を確認しております。隣接土地所有者の同意につきましては一部同意がありませんが、セットバックを行い、アクセス道を確保しており、苦情等が出た場合は誠意を持って対応するとの事業計画が提出されております。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号７と８の夜見町について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

番号７と８の議案について説明します。計画地が同一のため、まとめて説明をいたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は一般住宅を計画したものです。４月３０日に矢倉推進委員と現地確認を行いました。被害防除計

画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。擁壁については既存のコンクリートブロックを利用いたします。番号7の議案は雨水の排水については道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については合併浄化槽後既設の道路側溝へ計画で問題ありません。番号8の議案は雨水の排水については農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については合併浄化槽後農業用水路へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、番号9の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は一般住宅を計画したものです。4月24日に角農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが造成はせず現状のまま利用します。擁壁については既存のコンクリートブロックを利用いたします。雨水の排水については進入路に設置された側溝を経由し道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について合併浄化槽から進入路に設置された側溝を経由して道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号１０の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

森中推進委員

番号１０の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。５月６日に安井農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高４５センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として高さ５０センチメートルのＬ型擁壁を設置します。雨水の排水については溜桝後新設道路側溝及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１０ページ、議案第４号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、１１ページの番号５－１から２２ページの番号５－１０７までを一括審議

します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案 10 ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。11 ページの番号 5－1 から 22 ページの番号 5－107 は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

船越農業委員

番号 5－84 と番号 5－86 は、中間管理機構から利用権の設定を受ける者も中間管理機構に利用権の設定をする者も同じ名前ですが、なぜでしょうか。

事務局（道下係長）

ほ場を整備するために一旦中間管理機構が借り上げますが、本人が耕作をするためこのような表記をしています。

事務局（妹尾係長）

補足します。以前皆生の基盤整備地でもありましたが、基盤整備地については、すべてを中間管理機構が借り上げて整備をし、その後

貸し出しますので、議案はこのような形になります。

船越農業委員

一括して大きな法人に貸し出すというイメージでしたが、整地後に耕作者が中間管理機構から借り戻すということでしょうか。

事務局（妹尾係長）

はいそうです。皆生でも同様でした。

議長（角会長）

番号５－６４から利用権の期間は１５年１１ヶ月に設定してありますが、これは富益の耕地整備をした区域のため、その間は農業をしてくださいという縛りがあるためです。

他に質問はございませんか。

そうしますと、まず、１１ページの番号５－１から２２ページの番号５－１０６までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号５－１０７について採決したいと思います。これについては、関係者の足立委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、２５ページの番号５－１について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案２５ページ売買関係について説明いたします。番号５－１は所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、番号５－１について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

議長（角会長）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

２８ページの農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、１件を受理しています。

２９ページから３８ページの農地法第１８条第６項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、２１件を受理しています。

３９ページの非農地現況証明について、４件を証明しています。

４０ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、１件を回答しています。

４１ページの農地転用現況確認書の交付について１件を交付しています。

４２ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、１件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時15分